

第1回悪質ホストクラブ対策検討会

1 日時

令和6年7月31日（水）午前9時から午前11時30分まで

2 場所

警察庁第7・8会議室

3 有識者委員

伊藤 素近	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会専務理事
大島 義則	弁護士・専修大学法科大学院教授
大村 恵実	弁護士
北川 佳世子	早稲田大学大学院法務研究科教授
山田 洋	一橋大学名誉教授

4 警察庁出席者

檜垣 重臣	生活安全局長
和田 薫	長官官房審議官（生活安全局担当）
永山 貴大	生活安全局保安課長

5 関係省庁

内閣府男女共同参画局総務課
消費者庁消費者制度課
法務省大臣官房司法法制部
法務省刑事局
文部科学省総合政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省職業安定局需給調整事業課
厚生労働省労働基準局監督課

6 議事概要

(1) 生活安全局長挨拶

檜垣生活安全局長から、開会の挨拶があった。

(2) 座長選出

山田委員が座長に選出された。

(3) 事務局からの説明

事務局から資料に基づいて説明があった。

(4) 関係団体からの説明

特定非営利活動法人レスキュー・ハブ、特定非営利活動法人ぱっぷす及び歌舞伎町商店街振興組合から説明があった。

(5) 自由討議

主として、現行の風営適正化法の規制の在り方について議論がなされた。有識者委員からの主な意見は以下のとおり。

ア 風営適正化法の規制の在り方について

- 風営適正化法の改正について、性的搾取という人権侵害の性質を踏まえることが必要である。国際基準である人身取引議定書との整合性の観点から、風営適正化法が規制すべき行為や債務負担をさせるという意思形成に瑕疵があると判断される要素として、被害者の脆弱性に乘じることが明確に入れるべきではないか。脆弱性の要素として、若年性、貧困、薬物摂取、虐待や暴力の被害者、精神・知的・発達障害等、具体的に規定していくべきと思う。
- 風営適正化法は随分昔からある法律で、現状と合わないところが多々ある。風営適正化法には深夜営業が定められているが、風俗営業の中には姉妹店を持っていて、営業が終わった深夜1時から、お客さんを深夜営業をする姉妹店に連れて行くなどして売上げを伸ばしているようなこともあり、その辺も見ていかないといけない。
- 1号営業全体を規制するのか、1号営業の中から何か概念を特定して切り出して規制するのかという点を考えるべきである。
- ホストクラブを切り出すか定義するというのは非常に困難だと思うが、何らかの形でホストクラブに特化したような規制を考えていくということになると思う。
- ホスト個人ではなく背後者に対する規制については、特定商取引法での背後者規制といった立法例などを参考にしながら、行政処分の範囲を広げるということも考えられる。
- ぼったくり防止条例で規制している行為を風営適正化法で規制していくのか、条例に委ねるべきかも論点となる。様々な法令違反を行政規制に接合させて店舗の営業を規制することもできるのではないか。
- 接待という概念は、談笑、お酌といった単発的な行為を捕捉しているのと思うが、悪質なホストクラブやキャバクラでは、継続的に担当者がついてマインドコントロールしている事例が見受けられるので、関係性や継続性というのが1つポイントになると思う。

イ 風営適正化法以外での対策について

- 風営適正化法、売春防止法、職安法などの個別法の対応では組織犯罪の性質を十分に捕捉できないと思っており、これらの国内法についても、人身取引議定書の担保法としての位置づけを明確にしながら、悪質ホストによる被害の実態を踏まえて、人身取引議定書に沿った人身取引の定義とそれを禁止する法の制定も必要と考える。これにより、既に人身取引対策行動計画によって図られている被害者の保護等について、関係府省庁の連携をより強化できるのではないか。
- ホストクラブの看板やアドトラックの規制、また、客引きについて、風営適正化法だけの問題ではなく、条例も含め他の規制と全体で考えていかないといけない。
- 売掛金禁止の自主的な取組に対して、何か法的な根拠を与えても、あまりうまくいかないのではないかと思う。それよりも、現在の検挙事例のある職安法やフリーランス新法といったものを活用していくほうがよいのではないか。
- 民事上の問題であれば法テラスに対応してもらおうような道筋を作ることを考えるべきである。

ウ その他

- ホスト個々の行為については、現行法でも対応できると思うが、業として行っている事業者をどうやってコントロールしていくかという議論を次回からやっていきたい。
- 検挙したが起訴されなかった事例、現在は条例でしか規制できないが法律で規制すべき事例、また、風営適正化法を改正して対応すべき事例を具体的に提示してもらえると、非常に議論がしやすい。
- 議論する前提として、ホストの雇用関係やフリーランス新法との関係を整理してほしい。

以上